

第三次あきた売れる米づくりランクアップ運動表彰要領

制定 令和 3年 4月 1日

1. 目的

第三次あきた売れる米づくりランクアップ運動（以下「運動」という。）の普及・啓発を図り良質米生産の意欲を喚起するとともに、秋田米の声価高揚に資するため、運動の目標に照らして顕著な成績をあげた出荷業者を表彰する。

2. 表彰の対象及び種類

表彰は毎年度行うものとし、表彰の対象は米穀取扱業者（秋田県うまい米づくり運動本部（以下「運動本部」という。）の構成員又は構成員の構成員たる米穀取扱業者）として、集荷系統（農業協同組合系統及び主食集荷商業協同組合系統を言う。）別に次の賞を授与する。

農業協同組合系統	主食集荷商業協同組合系統
最優秀賞 1点	最優秀賞 1点
優秀賞 1点	優秀賞 1点
優良賞 2点	優良賞 1点
努力賞 3点	努力賞 1点

(1) 取扱数量が概ね500トン以上の米穀取扱業者を対象とする。

(2) 運動本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、副賞・特別賞を設けることができる。

3. 審査委員会

(1) 表彰受賞候補者の審査にあたるため、審査委員会を設ける。

(2) 審査委員会の審査委員は、本部長が委嘱する。

4. 表彰基準

表彰基準は別に定める審査細則による。

5. 表彰受賞者の決定及び表彰の実施

(1) 本部長は、審査細則に基づき受賞候補者を選定して審査委員会の審査に付し、その審査報告に基づき表彰受賞者を決定する。

(2) 表彰は、原則として毎年3月に実施する。

6. その他

この要領の改廃及び解釈は本部長が行う。

附 則

1. この要領は、令和3年4月1日から施行する。